

# 四街道市の学校給食費の支援に関するお知らせ

令和8年度の四街道市の学校給食に関することについて、以下の内容をご案内いたします。

## 令和8年度の学校給食費支援について

### 小学校

保護者負担額  
**0円**

給食費 68,200円(年額)

市支援金  
11,000円

国支援金  
57,200円

保護者負担額を国と市で**全額支援**します。

市立小学校に通うお子様の給食費は、国の支援（給食費負担軽減交付金）及び市の支援（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を保護者負担額に充当し、相殺いたします。**保護者負担はありません。**

### 中学校

保護者負担額  
**64,900円(年額)**  
**5,900円(1期あたり)**

給食費 81,400円(年額)

保護者負担分  
64,900円(令和7年度と同額)

市支援金  
16,500円

令和7年度の給食費からの値  
上り分を市が支援します。

市立中学校に通うお子様の給食費については、市の支援（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）により**保護者負担額を軽減**いたします。支援金を差し引いた後の金額にて、納入をお願いいたします。

## 《学校給食費支援制度の申請について》

区	一般世帯	第3子以降 無償化	特別支援教育 就学奨励費	就学援助 (準要保護)	生活保護 (要保護)
小学校	申請不要 国と市の支援金が優先されます。(保護者負担全額支援)				<b>申請必要</b>
中学校	申請不要	<b>申請必要</b> ※申請条件あり ※4月(年度初回請求分)から無償の適用を受ける場合 4月30日までに申請	<b>申請必要</b> ※申請条件あり		給食費の実費分が補助されます。

※就学援助及び特別支援教育就学奨励費については、お子様が通う学校または市教育委員会学務課(TEL043-424-8932)までご相談ください。

## 《食物アレルギー・長期欠席等による学校給食費支援相当額との差額を給付します》

食物アレルギー・長期欠席等の理由により、やむを得ず学校給食の一部(または全部)の提供を受けられない児童生徒の保護者に対し、学校給食費支援相当額との差額を給付します。給付を受けるためには、**申請が必要**です。(裏面参照)

### 《給付の対象となる要件》

「学校給食の喫食等に関する届出書」を在籍校へ提出していることが要件となります。

給付を希望する方は、学校にご相談ください。

### 《給付金額について》

保護者負担額に対し、あらかじめ支援金の差し引き、差額が生じた場合は、給付いたします。給付額の算定は、実際の喫食実績に基づき行います。

# 食物アレルギー・長期欠席等による学校給食費支援相当額との差額給付について

## 申請から給付の流れについて

※生活保護・第3子以降無償化対象者で、給食の一部(または全部)を停止している場合、支援額との差額を給付できる場合があります。

### 申請

「食物アレルギー児等学校給食費支援相当額給付申請書」の提出

#### ≪提出先≫

市教育委員会指導課

#### ≪提出方法≫

電子申請・郵送・窓口申請

### 審査

申請書の審査を行い、給付金の交付を決定  
※給付金額は、喫食状況により算出されます。

### 給付

指定の金融機関の口座に振り込み  
※振込時期は、令和9年3～4月頃を予定

#### ≪電子申請≫

URL: <https://logoform.jp/f/j18j6>

#### ≪二次元コード≫



#### ≪給付対象期間≫

**令和8年4月～令和9年3月**

(給付の対象となる要件を満たす期間)

#### ≪申請書の受付≫

**令和9年1月29日(金)必着**

(郵送は当日消印有効、窓口は当日 16:30 まで)

※期限を過ぎると受給できませんので、年度途中で給食を止めた場合も含め、早めの申請をお願いします。

紙面申請する場合は、「食物アレルギー児等学校給食費支援相当額給付申請書」をお子様がお通われている学校から取り寄せるか、市ホームページからダウンロードしてください。電子申請する場合は、上記の電子申請フォームから申請を行ってください。

※詳しくは、市ホームページを「学校給食差額給付」で検索

## Q&A

Q1. 中学校の支援金(上限額 16,500 円)は現金で給付されますか？

A1. 保護者負担額から支援金分をあらかじめ差し引くため、現金での給付はありません。なお、食物アレルギー・長期欠席等により給食を停止(一部停止)している場合、現金での給付が発生する場合があります(Q3.参照)。

Q2. 中学校で「第3子以降無償化」を受ける場合、手続きは必要ですか？

A2. 毎年度の申請が必要です。4月30日(木)までに申請がない場合、年度初めからの無償化が適用されないことがありますのでご注意ください。

Q3. 食物アレルギー・長期欠席等で給食を止めている場合、どのような支援がありますか？

A3. 給食を停止(一部停止)している方は、支援額との差額を給付できる場合があります。受給には市教育委員会への申請が必要です。生活保護や第3子無償化等の対象者も対象になります。

Q4. 差額給付(アレルギー等)の申請期限はいつですか？

A4. 令和9年1月29日(金)です。期限を過ぎると受給できませんので、年度途中で給食を止めた場合も含め、早めの申請をお願いします。

Q5. 年度途中で転入・転出した場合、支援金はどうなりますか？

A5. 転出入日を基準に、実際に給食を提供した回数等に応じて支援額を算出します。

Q6. 令和9年度以降もこの支援は継続されますか？

A6. 現在のところ未定です。実施については決定次第、改めてお知らせいたします。

お問い合わせ先：四街道市教育委員会指導課給食運営係(電話:043-424-8925) ※電話対応時間:9:00~16:30